

増毛町空き家等除却補助事業の概要

<p>目 的</p>	<p>町内の防災、防犯、衛生、景観等の生活環境の保全及び緊急時に人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するための応急措置、空き家等を増やさないための対策として、町内施工業者により行う空き家等の除却工事に要する費用の一部を補助する。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>○空き家等の除却工事を行う所有者又はその親族や相続人 ○特定滞納者でない者(町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例)</p>
<p>対 象 建 築 物</p>	<p>建築物の構造や用途、個人、法人の所有を問わず、増毛町内に建っている全ての建築物とする。ただし、国又は地方公共団体が所有又は管理するものは除く。 〔 専用住宅(居宅)、共同住宅(アパート)、併用住宅、店舗、倉庫、作業所、車庫、物置等 〕</p>
<p>対 象 事 業</p>	<p>○交付対象となる建築物の全部を解体除却する(除却のみでも可)工事で、除却後は更地とすること。 ○建築基準法その他の法令に違反しない除却工事で、かつ、増毛町住宅リフォーム等補助金交付事業資格登録をしている町内の建設業者が自ら行う除却工事であること。 ○他の補助制度等により、補助金の交付を受けていない除却工事であること。</p>
<p>補 助 金 額</p>	<p><u>除却工事に要した費用の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)の額。ただし、50万円を限度とする。</u></p>
<p>注 意 事 項</p>	<p>○補助金の交付決定を受ける前に着手した除却工事は対象としない。 ○建築物を除却することにより、固定資産税(土地)の住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度から固定資産税額が増額になる場合があります。詳しくは税務課に相談して下さい。 ○この目的の達成に支障が生じると町長が認めるものは、交付対象者としてないことが出来る。(暴力団等)</p>
<p>備 考</p>	<p>○この補助事業は、平成28年4月1日からとする。</p>